

横浜市立洋光台第一小学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び事務所

- 第 1 条 この会は、横浜市立洋光台第一小学校 P T A という。
- 第 2 条 この会は、事務所を横浜市立洋光台第一小学校に置く。

第 2 章 目的及び活動

- 第 3 条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における本校児童の幸福な成長を図ることを目的とする。
- 第 4 条 この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。
- 1 よい保護者、よい教職員となるように努める。
 - 2 学校と家庭と地域との緊密な連絡によって、本校児童の生活を見守る。
 - 3 本校児童の学校生活に伴う環境をよくする。

第 3 章 方 針

- 第 5 条 この会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針にしたがって活動する。
- 1 本校児童の教育並びに福祉のために活動する、他の団体及び機関と協力する。
 - 2 特定の政党、宗教に偏ることなく、又もっぱら営利を目的とするような行為は行わないし、他のいかなる団体の支配・統制・干渉も受けない。
 - 3 この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補を推薦しない。
 - 4 学校とこの会の間において、人事やその他管理について互いに干渉しない。

第 4 章 会 員

- 第 6 条 この会の会員になることのできる者は、次のとおりである。
- 1 (1) 洋光台第一小学校に在籍する児童の父及び母、またはこれに代わる者（以下 保護者）
(2) 洋光台第一小学校の校長及び教職員（以下 教職員）
 - 2 入会届を提出することにより加入となる。
 - 3 退会を希望する会員は退会届を提出する。

- 第 7 条 この会の会員（保護者）は、会費を納めるものとする。
会費は一世帯につき年額 3,000 円とする。

- 第 8 条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

- 第 9 条 この会の会員は、横浜市 P T A 連絡協議会の会員とする。

第 5 章 経 理

- 第 10 条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金、及びその他の収入によって支弁される。
- 第 11 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第 12 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第 13 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 6 章 個人情報保護

- 第 14 条 この会が P T A 活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「横浜市立洋光台第一小学校 P T A 個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。
- 2 この会は、前項の規定を踏まえ、

P T A活動の円滑な運営および連絡の効率化を目的として、インターネットその他の電子的手段を活用することができる。
なお、その運用に関し必要な事項は、細則で定める。

第 7 章 役 員

第 15 条 この会の役員は次のとおりである。

会長 1 名 副会長 3 名(内 1 名教職員)

書記 2 名(内 1 名教職員) 会計 1 名

役員は、会計監査委員または、選挙管理委員を兼ねることはできない。

第 16 条 役員は、立候補、推薦、または役員候補者指名委員会による選出等の方法により候補者を決定し、総会の承認をもって決定する。

候補者が定数以内の場合は、選挙を行わず信任とすることができる。

第 17 条 役員の任期は 1 年とする。但し、重任をさまたげない。

第 18 条 会長は、次の職務を行う。

- 1 総会及び実行委員を招集する。
- 2 常任委員会の決議により、委員長・副委員長を委嘱する。
- 3 実行委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。
- 4 会長は、選挙管理委員会を除くすべての集会に出席して意見を述べることができる。

第 19 条 副会長は、次の職務を行う。

- 1 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 2 会長の指示のもと、学校および関係団体との連絡調整を行う。
- 3 常任委員会および各委員会との連絡調整を行う。
- 4 その他、この会の運営に関する業務を分担して行う。

第 20 条 書記は、次の職務を行う。

- 1 総会及び実行委員会の議事並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
- 2 記録・通信・その他の書類を保管する。
- 3 会長の指示によって、この会の庶務を行う。

第 21 条 会計は、次の職務を行う。

- 1 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- 2 5 月総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
- 3 この会の財産を管理する。
- 4 予算の立案について協力する。

第 8 章 会計監査委員

第 22 条 この会の経理を監査するため、3 名（内教職員 1 名・6 年生を除く保護者 2 名）の会計監査委員を置く。

第 23 条 会計監査委員は 5 月総会に出席した会員の信任投票により選出される。

第 24 条 会計監査委員は、必要に応じ臨時会計監査を行う。

第 25 条 会計監査委員の任期は 1 年とする。

第 9 章 選挙管理委員

第 26 条 役員及び会計監査委員の選挙に関する事務は選挙管理委員が行う。

第 27 条 選挙管理委員の委員数と選出の方法は細則で定める。

第 28 条 選挙管理委員は、その任務を終了したときに解任される。

第 10 章 役員候補者指名委員

第 29 条 役員の候補者を指名するときには、役員候補者指名委員会を置く。

第 30 条 指名委員の委員数と選出の方法は細則で定める。

第 31 条 指名委員は、その任務を終了したときに解任される。

第 11 章 総 会

第 32 条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。

第 33 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は年度内の 5 月、3 月に開催する。

臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、または、

会員の 10 分の 2 以上の要求があったとき開催する。

第 34 条 総会は、会員の現在数の 5 分の 1 以上の出席、または委任状がなければその会議を開き、議決することができない。

第 35 条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 12 章 実行委員会

第 36 条 実行委員会は、役員・常任委員会の委員長・副委員長に準ずる者、校長及び臨時委員会のある場合は、その委員長・副委員長に準ずる者をもって構成され、この規約に定めるもののほか、選挙管理委員会・常任委員会及び臨時委員会の権限外の事務を処理し、かつ常任委員会の連絡調整を図り、総会に提出する議案を調整する。

第 37 条 実行委員会は、会長が必要と認めたとき、構成員の 4 分の 1 以上の要求があったとき開催する。

第 38 条 実行委員会は、委員の現在数の 2 分の 1 以上の出席がなければその会議を開き、議決することができない。

第 39 条 実行委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

第 13 章 常任委員会及び臨時委員会

第 40 条 この会の活動に必要な事項について、調査・研究・立案・実施するために常任委員会を置く。常任委員会に必要なことは、細則で定める。

第 41 条 特別な事項について必要があるときには臨時委員会を設けることができる。

第 14 章 細 則

第 42 条 この会の運営に関し、必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て定める。実行委員会は、細則を制定または改訂した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 15 章 改 正

第 43 条 この規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することはできない。

第 16 章 付 記

第 44 条 本規約は、昭和 47 年 5 月 17 日より施行する。

本規約は、平成 2 年 3 月 3 日より一部改正。

本規約は、平成 2 年 4 月 1 日より施行する。

本規約は、平成 11 年 3 月 31 日より一部改正。

本規約は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

本規約は、平成 14 年 3 月 1 日より一部改正。

本規約は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

本規約は、平成 29 年 5 月 15 日より一部改正。

本規約は、平成 29 年 5 月 30 日より施行する。

本規約は、令和 5 年 3 月 2 日より一部改正。

本規約は、令和 7 年 3 月 13 日より一部(4-6)改正。

本規約は、令和 7 年 5 月 15 日より一部(4-6)改正。

本規約は、令和 8 年 2 月 27 日より一部(2-3/4/3-5/4-6/7/9/6-14/7-15/16/18/19/12-36/37)改正。

本規約は、令和 8 年 5 月 27 日より一部（第 7 条）（第 22 条）改正、施行する。